

第 1886 号
令和8年5月15日

裁判所時報

発 行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目 次)

◎裁判例 1

(民事)

- 量産されて日常生活の中で実用に供されることが予定されている物品の著作物性

(令和7年(受)第356号・令和8年4月24日 第二小法廷判決 棄却)

(刑事)

- 予定価格等の事前公表前にその近似額等を教示した行為が官製談合防止法(令和4年法律第68号による改正前のもの)8条にいう「公正を害すべき行為」及び刑法(令和4年法律第67号による改正前のもの)96条の6第1項にいう「公正を害すべき行為」に当たるとされた事例

(令和6年(あ)第1657号・令和8年4月21日 第三小法廷決定 棄却)

◎最高裁判所判例要旨 7

(民事)

- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和3年法律第37号による廃止前のもの)12条1項に基づく開示請求をした者の亡母が刑務所において同室者から受けたいじめに関する事案を調査した記録に記録されている情報が開示請求者を本人とする保有個人情報に当たらないとされた事例

(令和6年(行ヒ)第362号・令和8年2月20日 第三小法廷判決 棄却)

◎記事 7

- 令和8年春の勲章受章者
- 令和8年春の藍綬褒章受章者
- 人事異動(4月18日～4月26日)
- 司法修習生(第78期)の修習終了
- 司法修習修了者の裁判官への任命
- 司法修習生(第79期)の修習開始

◎最高裁判所規則 9

- 企業価値担保権実行手続規則について
- 民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則について

◎首席家庭裁判所調査官・次席家庭裁判所調査官一覧 10

◎首席書記官・次席書記官一覧 10

裁判例

民事

◎ 量産されて日常生活の中で実用に供されることが予定されている物品の著作物性

件名 不正競争行為差止等請求事件

最高裁判所令和7年（受）第356号

令和8年4月24日 第二小法廷判決 棄却

上告人 ピーター オプスヴィック エイエス
ほか1名

被上告人 株式会社N o z

原 審 知的財産高等裁判所

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人波田野晴朗ほかの上告受理申立て理由（ただし、排除されたものを除く。）について

1 原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

（1）上告人ストッケ社は、上告人オプスヴィック社から許諾を得て、製品名を「TRIPP TRAPP」とする別紙製品目録記載の子供用の椅子（以下「本件椅子」という。）を製造販売しており、本件椅子の世界累計販売台数は1400万台に上る。

（2）本件椅子の形状は、上記目録の「形状」欄記載のとおりである。

（3）被上告人は、原判決別紙被告製品目録記載の各製品を製造販売等している。

2 本件は、上告人らが、本件椅子は、上告人オプスヴィック社が著作権を有する著作物であり、上告人ストッケ社が独占的利用権に基づいて製造販売しているものであって、被上告人による上記各製品の製造販売等が本件椅子に係る上告人らの複製権や独占的利用権を侵害しているなどと主張し、被上告人に対し、損害賠償等を求める事案である。

3 所論は、本件椅子のように、量産されて日常生活の中で実用に供されることが予定されている物品（以下「量産実用品」という。）であっても、その形状等（形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をいう。以下同じ。）が創作的な表現であれば、美術の範囲に属するものとして著作物に当たるといふべきであり、本件椅子は、その特徴的な形状が創作的な表現であることからすると、著作物に当たるにもかかわらず、これを否定した原審の判断には法令の解釈適用の誤り及び判例違反があ

るというものである。

4(1) 著作権法2条1項1号は、「著作物」を「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義している。もっとも、量産実用品については、その形状等が思想又は感情を創作的に表現したものであるということができれば、直ちに美術の範囲に属するものとして著作物に当たるとの解釈を採ることは相当ではない。

すなわち、我が国には、産業の発達に寄与することを目的として、視覚を通じて美感を起こさせる量産実用品の形状等を保護する意匠法があり、量産実用品の形状等について、意匠登録出願をして所定の審査を経て設定の登録がされることで意匠権が発生する。意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有し、意匠権の存続期間は原則として意匠登録出願の日から25年とするなどとされている（1条から3条まで、6条、16条、20条、21条、23条等）。これに対し、著作権法では、登録等の手続を経ることなく著作権が発生し、業として行われる行為以外にもその効力が及び、その存続期間は原則として著作物の創作の時から著作者の死後70年を経過するまでの間とし、著作者は著作権に加えて著作者人格権も享有するなどされている（第2章第3節第1款から第3款まで、第4節等）。以上のような我が国の意匠法及び著作権法における権利の発生要件、内容及び存続期間等に鑑みれば、上記解釈を採り、量産実用品の形状等について、意匠法に加えて著作権法により保護されることを広く認めた場合には、あえて費用等を投じて意匠登録を受けなくとも、同法によって、より長期間、広範に保護が受けられることとなる可能性があり、意匠法の存在意義を損なうおそれがある。また、量産実用品の形状等について広く著作権法の保護が及ぶとすると、著作者人格権により権利関係が複雑化して量産実用品の利用が妨げられたり、意匠権の存続期間満了後も長期間にわたって量産実用品の形状等を自由に利用することができなくなったりすることにもなりかねず、産業の発達に寄与するという意匠法の上記目的が阻害されるおそれもある。

（2）もっとも、量産実用品の形状等は、通常、実用目的に必要な機能（以下、単に「機能」という。）との関係で一定の制約を受けて決定されるものであり、機能に由来する構成と別個にこれを把握することができないものであるけれども、その中には、例えば、表面に単なる模様や表面加工の域を超える装飾が付加されているもののように、当該付加部分の形状等が、機能と関連せず、観念上、機能に由来する構成とは別個の絵画や彫刻として把握できるものがある。このようなものは、量産実用品に「美術の著作物」（著作権法10条1項4号）が単純に付加されたものということができ、当該付加部分に同法の保護が及ぶことは当然である。

また、量産実用品の中には、例えば、全体として彫刻等とも看取できるもののように、その全体又は部分における形状等が、当該実用品としての機能と関連してはいるものの、観念上、機能に由来する構成とは別個の彫刻等として把握できるものがある。このような形状等は、機能に由来する構成とは別個に思想又は感情の創作的な表現を把握できるという点において、「美術の著作物」が単純に付加された上述の場合と同様であるということが出来るから、著作権法の保護を及ぼすのが相当である。上記のような形状等は、機能との関係で一定の制約を受けるのが通常である量産実用品の形状等としては例外的なものであるということが出来るのであって、これに著作権法の保護を及ぼしても、上記でみたような弊害が生ずるおそれは小さい。

以上によれば、量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合には、当該量産実用品の全体又は部分は、著作権法2条1項1号にいう著作物のうち、美術の範囲に属するものに当たるといふべきである。

(3) これを本件についてみると、前記事実関係によれば、本件椅子は、量産実用品であって、上告人らは、大要、約66度の略L字型を成して床面から立ち上がっている2本の脚を有し、当該2本の脚の間に座面板及び足置板が床面と平行に固定されるようになっている点において創作性が認められるから、本件椅子が著作物に当たると主張する。しかしながら、上記の点は、子供用の椅子としての機能に由来する構成である脚、座面板及び足置板の配置による形状が美感を起こさせるものであることを基礎付ける事情にすぎない。そして、本件椅子の全体又は部分における形状等は、子供用の椅子としての機能に由来する構成としてしかこれを把握することができず、当該構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものではない。よって、本件椅子は、著作物に当たるとはいえない。

5 以上によれば、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、所論引用の判例に抵触するものではない。論旨は採用することができない。なお、その余の上告受理申立て理由は、上告受理の決定において排除された。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官尾島明の補足意見がある。

裁判官尾島明の補足意見は、次のとおりである。

1 法廷意見は、量産実用品を対象にして、その形状等について意匠登録をすることができるものが別途美術の範囲に属する著作物にも当たるか否かについて、「量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合に

は、当該量産実用品の全体又は部分は、著作権法2条1項1号にいう著作物のうち、美術の範囲に属するものに当たる」と判断した。

量産品や実用品であっても、例えば、量産品である版画は著作権法10条1項4号により明文で美術の著作物とされているし、茶道具、食器などの実用品にも美術の著作物とされるものがあり得ることから、量産実用品であることをもって直ちに著作物性が否定されることにはならない。美術工芸品は、著作権法2条2項により美術の著作物とされており、一品ずつ制作される実用品でもある工芸品が典型的なものであるが、その定義を確定するよすがとなる規定は法令中に見当たらず、量産実用品でこれに当たるものがないとまではいい切れない。このように美術工芸品に該当するか否かの外延は必ずしも明確ではないものの、本件椅子が美術工芸品でないことは明らかなので、その該当性の要件を本件で検討する必要はない。

2 法廷意見は、また、我が国の知的財産法制が、どのようなものを対象にして、どのようにその権利を保護することを立法上選択したかという観点から、量産実用品について、著作権法と意匠法それぞれの保護対象物、保護の目的、保護のための要件・手続、権利の内容とその存続期間等を考慮して、それらの適用範囲を画する基準を示したものである。

知的財産法の分野においては、国際的な最低限度の保護水準を設定し、あるいは各国制度のハーモナイゼーションを目指す取組が相当以前から行われ、各種条約が締結されてもいるところである。本件に係るものは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下、単に「ベルヌ条約」という。）であるが、同条約は、応用美術の著作物及び意匠に関する法令の適用範囲並びにそれらの著作物及び意匠の保護の条件は、同盟国の法令の定めるところによる（ただし、応用美術の著作物の保護期間は、製作の時から25年よりも短くてはならない。）としており（2条(7)、7条(4)）、それらの事項について我が国がその知的財産に関わる立法政策により定め得ることが前提とされている。そこにいう応用美術の概念には曖昧なところもあるが、量産実用品である本件椅子についての我が国の保護の在り方がベルヌ条約上どのように扱われるかを検討するには、応用美術についての規律との関係を見るべきこととなるところ、本件椅子がベルヌ条約にいう応用美術に該当するといえることに問題はなからう。

上告人らは、米国や欧州諸国における応用美術に関する法令や裁判実務等を根拠に、本件椅子は著作物として保護されるべきであると主張するが、上記のとおり、ベルヌ条約上応用美術と意匠の関係に係る制度設計は各同盟国に任されているのであって、我が国の法律を解釈するのに、他の諸国の制度を参考にすることは知的財産

法が有する上記のグローバルな特性から有益なことが多いかもしれないが、これをするには、各国の歴史や社会状況、実際の法令の仕組み、判例の趣旨などを踏まえて深く考察することが求められるといえよう。本件に関する制度にしても、例えば、米国では応用美術を含む実用品のデザインは、当該物品の実用面と別個に識別することができ、かつ、独立して存在し得る絵画、図形又は彫刻の特徴を有する場合にのみ、その限度において絵画、図形又は彫刻の著作物として扱われるという明文の規定が合衆国著作権法中に存在するので（101条）、その規定の解釈論として実用品からの分離可能性と独立存在可能性をいう判例法が形成されており、また、その前提となる米国の著作権の制度自体、財産的側面に重きを置き、著作者人格権が一般的なものとして同法中に明確な形で認められていないし、権利行使には著作権の著作権局への登録を要するなど、我が国の法制とは相当な違いがあるといえる。また、欧州にあっては、伝統的にデザインとブランドの強い競争力を持つという社会状況を背景に、実用品のデザインについて、著作権法と意匠法による重疊的な保護がE U法等によって行われ、意匠権発生の実体的要件の有無に関して公的審査を経ずに権利を付与する国もあるなどの違いがあるので、多くの欧州諸国で本件椅子が著作物として認められているからといって、法制の異なる我が国で同様の保護が要請されることにはならない。我が国は、著作権法と意匠法がその保護対象や保護要件等を別個に定めており、著作権法中には応用美術に関する規定が存在しないことを前提に、法廷意見がいうように、同法と意匠法の適用範囲を法の趣旨や利害得失を勘案しながら合理的に画していくことが必要であるといえる。

3 原判決は、「原告製品のような実用品の形状等の創作的表現について著作物性が認められるのは、それが実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象となるような部分を含む場合又は当該実用品が専ら美的鑑賞目的のために制作されたものと認められるような場合に限られる」としている。一方、法廷意見は、「量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合」とし、「美的鑑賞」という語を用いていない。その趣旨は、本件で問題になっているのは、美術の著作物該当性であり、また意匠の定義の中に「視覚を通じて美感を起こさせるもの」という要素があることから（意匠法2条1項）、何らかの「美」の存在が措定されるものではあるが、「美的鑑賞」の語からはあたかも高度な創作性や芸術性が必要であるかのような誤解が生じかねず、また、そもそも美的な芸術としての鑑賞に値するか否かを裁判所が判断するのは不相当と思われるからである。

法廷意見のいう「量産実用品の全体又は部分における

形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合」という要件も、抽象度が高いものであるが、法廷意見が本件椅子についてその当てはめの判断を行っているように、その要件の具体的適用については、今後様々な事例の積み重ねに期待することとなろう。（裁判長裁判官 岡村和美 裁判官 三浦 守 裁判官 尾島 明 裁判官 高須順一）

（別紙）

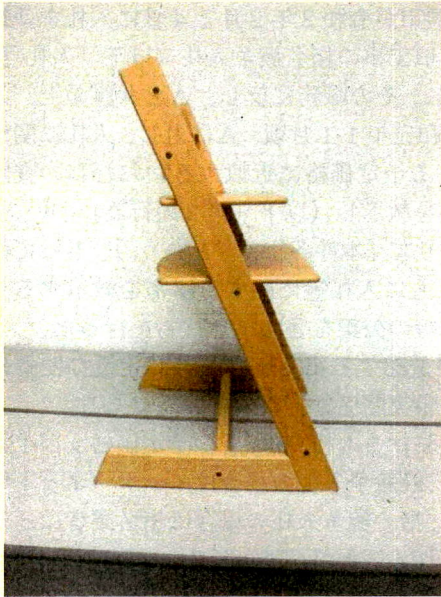
製品目録

製品名：TRI PP TRAPP

カラー：ナチュラル、ブラック、ホワイト、ホワイトウ
ォッシュ、ウォールナットブラウン、ウォーム
レッド、ストームグレー、ヘイジーグレー、モ
スグリーン、ソフトミント、セレーヌピンク、
サンフラワーイエロー

形状：以下のとおり。





刑事

◎ 予定価格等の事前公表前にその近似額等を教示した行為が官製談合防止法（令和4年法律第68号による改正前のもの）8条にいう「公正を害すべき行為」及び刑法（令和4年法律第67号による改正前のもの）96条の6第1項にいう「公正を害すべき行為」に当たるとされた事例

件名 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反、公契約関係競売入札妨害被告事件

最高裁判所令和6年（あ）第1657号

令和8年4月21日 第三小法廷決定 棄却

被告人 甲

原 審 福岡高等裁判所宮崎支部

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人西田隆二ほかの上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

所論に鑑み、(1)第1審判決判示第1の入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（令和4年法律第68号による改正前のもの。以下「官製談合防止法」という。）8条違反、(2)同第2の同条違反、刑法（令和4年法律第67号による改正前のもの。以下同じ。）96条の6第1項の公契約関係競売入札妨害の各犯罪事実に関し、職権で判断する。

1 原判決が是認する第1審判決判示第1及び第2の各犯罪事実の要旨は、次のとおりである。

被告人は、宮崎県日南市副市長として同市発注工事等の入札及び契約等に関する事務を指揮監督するとともに、日南市指名競争入札参加者資格等審査委員会委員長及び日南市公正入札調査委員会委員長としての職務に従事していたものであるが、(1)同市が平成30年3月2日に入札を執行した道路災害復旧工事の条件付一般競争入札（以下「入札㊟」という。）及び同市が同月23日に入札を執行した道路災害復旧工事の指名競争入札（以下「入札㊠」という。）に関し、その職務に反し、各入札に先立ち、同年1月18日頃から同月23日頃までの間、建設会社の代表取締役でありB地区建設業協会会長を務めていたAに対し、各入札に関する秘密事項である予定価格に近似するおおむねの査定決定額を教示

し（以下「第1の行為」という。）、もって入札等に関する秘密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為を行い、(2)同市が令和2年2月14日に入札を執行した道路災害復旧工事の指名競争入札（以下「入札㊡」という。）に関し、その職務に反し、Aと共謀の上、入札に先立ち、令和元年11月頃、Aに対し、入札に関する秘密事項である予定価格に近似するおおむねの査定決定額及び工法を教示し（以下「第2の行為」といい、第1の行為と併せて「本件各行為」という。）、もって偽計を用いるとともに入札等に関する秘密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為を行った。

2 原判決が是認する第1審判決の認定及び記録によると、本件の事実関係は、次のとおりである。

(1) 日南市における入札では、その予定価格及び工法は、入札前に、一般競争入札の場合はインターネット等により公告され、指名競争入札の場合は指名業者に通知される運用がされていたが、同公告又は通知前は、これらの情報は公表されておらず、予定価格の算定の基となりそれに近似する査定決定額や工法は関係職員しか知り得ない情報として管理されていた。

(2) 日南市が平成30年3月2日に入札を執行した入札㊟では、同年2月8日に入札公告がされ、同公告において予定価格が公表されており、同市が同年3月23日に入札を執行した入札㊠では、同市が同月14日頃に指名業者に宛てて入札執行通知書等を発送し、同通知において予定価格が公表されており、同市が令和2年2月14日に入札を執行した入札㊡では、同市が同月5日頃に指名業者に宛てて入札執行通知書等を発送し、同通知において予定価格及び工法が公表されていた。

(3) 日南市の建設業者らは、Aが会長を務めていたB地区建設業協会の主導の下、従前から談合を行っていた。

3 所論は、予定価格及び工法が入札前に公表される場合、全ての業者が予定価格及び工法を把握した上で入札をすることになるから、その公表前に一部の業者がこれらの情報を知ったとしても入札の公正は害されないなどとして、各罪は成立しない旨主張する。

4 しかしながら、副市長であった被告人は、本件各入札に際して予定価格及び工法が事前公表されるより前に、関係職員しか知り得ない情報として管理されていた各工事の予定価格に近似するおおむねの査定決定額や工法を、建設会社の代表取締役であり談合を主導していた前記建設業協会の会長であるAに対して教示したものである。このような事実関係の下では、本件各行為は、秘密を教示することにより、特定の事業者のみに事前準備を可能にさせ、又は談合を助長するおそれがあるものと認められ、その後予定価格等が事前公表されることを踏まえても、入札が公正に行われていることに対して疑問を抱かせ、その公正に正当でない影響を与えるものといえるから、第1の行為は、官製談合防止法8条に

いう「公正を害すべき行為」に当たり、第2の行為は、同条にいう「公正を害すべき行為」及び刑法96条の6第1項にいう「公正を害すべき行為」に当たるといふべきである。したがって、(1)第1の行為について官製談合防止法8条違反、(2)第2の行為について同条違反、公契約関係競売入札妨害の各罪の成立を認めた第1審判決を是認した原判決の判断は正当である。

よって、刑訴法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 平木正洋 裁判官 林 道晴 裁判官 渡辺恵理子 裁判官 石兼公博 裁判官 沖野眞巳)

最高裁判所判例要旨

民事

- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和3年法律第37号による廃止前のもの）12条1項に基づく開示請求をした者の亡母が刑務所において同室者から受けたいじめに関する事案を調査した記録に記録されている情報が開示請求者を本人とする保有個人情報に当たらないとされた事例

令和6年（行ヒ）第362号
 令8・2・20三小判 棄却
 民集80巻2号本誌1882号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和3年法律第37号による廃止前のもの）12条1項に基づく開示請求をした者の亡母が刑務所において同室者から受けたいじめに関する事案を調査した記録に記録されている情報は、開示請求者が亡母の同室者又は国に対する損害賠償請求権の発生の可能性を主張しているにとどまるなど判示の事情の下においては、開示請求者を本人とする保有個人情報に当たらない。
 （補足意見がある。）

記事

◎令和8年春の勲章受章者

別紙「令和8年春の勲章受章者名簿」のとおり

◎令和8年春の藍綬褒章受章者

別紙「令和8年春の藍綬褒章受章者名簿」のとおり

◎人事異動

前橋家庭裁判所長

東京高等裁判所判事

小海隆則

依願退官

前橋家庭裁判所長

市川太志

（以上4月18日）

定年退官

東京地方・家庭裁判所立川支部判事

西 理香

（4月19日）

東京地方・家庭裁判所立川支部判事

横浜地方裁判所判事

藤岡 淳

横浜地方裁判所判事

東京高等裁判所判事

間 史恵

（以上4月20日）

定年退官

神戸家庭裁判所長

中垣内健治

（4月23日）

神戸家庭裁判所長

大阪高等裁判所判事

田中健治

大阪高等裁判所判事

那覇地方裁判所長

柴田義明

那覇地方裁判所長

東京地方裁判所判事

片野正樹

東京地方裁判所判事

東京高等裁判所判事

大野晃宏

（以上4月24日）

定年退官

東京簡易裁判所判事

小林 進

（4月26日）

◎司法修習生（第78期）の修習終了

令和6年度（第78期）司法修習生は、令和8年3月、修習を終了した。修習終了者1,552人（うち女性476人）の進路は、判事補任官83人（うち女性35人）、検事任官68人（うち女性33人）、弁護士その他1,401人（うち女性408人）である。

◎司法修習修了者の裁判官への任命

東京地方裁判所判事補

阿久津勇人

同

岩見風音

同

大塚 葵

同

加藤雷基

同

木内 楓

同

倉上悠汰

同

後藤 鼓

同

佐々木彪雅

同

末永紘平

同

鈴木皓大

同

高橋佳佑

同

田中泰寛

同

西嶋弘晃

同

平野有桜

同

藤川紗千子

同

宮田誠也

同

毛利俊介

同

吉田遥香

横浜地方裁判所判事補

大槻 凜

同

猿渡凜太郎

同

柴田悠希

同

高山愛美理

同

辻 恵理奈

同

保科真帆

さいたま地方裁判所判事補

大野穂波

同

金岡大飛

同

西堂なつみ

千葉地方裁判所判事補

影山和政

同

川島渉吾

同

児玉 桃

同

寺戸菜生

水戸地方裁判所判事補

市野友香

宇都宮地方裁判所判事補

祝井孝太

同

高橋 暖

同

平野智大

前橋地方裁判所判事補

小川 葵

同

木村愛恵

同

根本 堅

静岡地方裁判所判事補

柳澤在基

大阪地方裁判所判事補

和泉里奈

同

柿原久乃

同

神谷匠海

同

下出大智

大阪地方裁判所判事補

細山恵吾

同

松野有希子

同

峯村朋之

京都地方裁判所判事補

石橋貴生

同

上村蒼馬

同

横島由紀

神戸地方裁判所判事補

泉川大貴

同

武山莉子

奈良地方裁判所判事補

下栗 護

名古屋地方裁判所判事補

久保直輝

同

玉井遥人

同

中澤靖佳

同

古川開大

同

渡部加奈子

津地方裁判所判事補

工藤紗都子

岐阜地方裁判所判事補

氏家 望

同

佐藤としえ

同

玉井恭平

福井地方裁判所判事補

長尾涼太

金沢地方裁判所判事補

大槻風沙

富山地方裁判所判事補

松井祐紀子

広島地方裁判所判事補

東野 涼

岡山地方裁判所判事補

西嶋慶太

同

吉田茉央

福岡地方裁判所判事補

奥田 薫

同

笠松千晃

同

山村皐樹

長崎地方裁判所判事補

山下航征

大分地方裁判所判事補

尼寄真帆

熊本地方裁判所判事補

高岡 暁

仙台地方裁判所判事補

平松亜子佳

同

深沢友彦

福島地方裁判所判事補

高德珠希

盛岡地方裁判所判事補

及川路央

札幌地方裁判所判事補

古藤 南

同

杉山凱慶

同

松本柊希

同

山守皓己

高松地方裁判所判事補

上村日奈子

徳島地方裁判所判事補

面下友作

(以上4月23日)

◎司法修習生（第79期）の修習開始

令和7年度（第79期）司法修習生1,551人（うち女性479人）は、3月19日、司法修習を開始した。

最 高 裁 判 所 規 則

《企業価値担保権実行手続規則について》

企業価値担保権実行手続規則（令和八年最高裁判所規則第七号）が、令和八年四月二十二日に公布されました。

この規則は、令和八年五月二十五日から施行されます。

◎企業価値担保権実行手続規則

（令和八年四月二二日公布 最高裁判所規則第七号）

規則Ⅱ別添1のとおり

《民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則について》

民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則（令和八年最高裁判所規則第八号）が、令和八年四月二十四日に公布されました。

この規則は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日から施行されます。ただし、第二条及び第三条の規定は、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行されます。

◎民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則

（令和八年四月二四日公布 最高裁判所規則第八号）

（規則本文は省略。条文に代えて、新旧対照条文を掲載。）

◎民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添2のとおり

首席家庭裁判所調査官・次席家庭裁判所調査官

令和8年5月1日現在

裁判所	首席・次席調査官	裁判所	首席・次席調査官	裁判所	首席・次席調査官	裁判所	首席・次席調査官
東京家庭	首席 木村 直樹 次席 益田 浄子 〃 横溝 良幸 〃 竹田 聡 〃 鍵本 薫	大阪家庭	首席 田口 正雄 次席 山西 弘記 〃 藤田 智 〃 池田美穂子 〃 小野 裕輝	山口家庭	首席 中城 正義 次席 永野万寿美 〃 佐藤 彩	仙台家庭	首席 須栗 克史 次席 白水 雄一 〃 藤原 雄一
横浜家庭	首席 永井 政樹 次席 浦川 忠久 〃 後藤 良	京都家庭	首席 中村 千世 次席 小松 央典 〃 高島 聡子	岡山家庭	首席 水野 幸枝 次席 河西 裕子 〃 坂本 教雄	福島家庭	首席 田中 寛樹 次席 中村 将一 〃 森戸 伸江
さいたま家庭	首席 扇 一雄 次席 河合 紀子 〃 中村 墨治	神戸家庭	首席 佐々木昭広 次席 植野 玲 〃 佐藤 和恵	鳥取家庭	首席 八重樫 達 次席 小田川志津子	盛岡家庭	首席 林 英敏 次席 原田 紀子
千葉家庭	首席 萱間 友道 次席 大矢 直仁 〃 西舘 淳一	奈良家庭	首席 石川 達也 次席 吉武 竜一	松江家庭	首席 山内 陽子 次席 門脇 丈夫	秋田家庭	首席 小林 孝嗣 次席 谷村 和人
水戸家庭	首席 田島 朋子 次席 大原 健功 〃 吉永 宏之	大津家庭	首席 佐々木律子 次席 泉 敦子	福岡家庭	首席 立岡 佳子 次席 渡部 信吾 〃 森本 充	青森家庭	首席 延味 武彦 次席 高橋 敏之
宇都宮家庭	首席 倉崎 俊和 次席 箭内 亮一 〃 梨子田康秀	和歌山家庭	首席 高原 正好 次席 土方 正樹	佐賀家庭	首席 塩平 愛 次席 高橋 真吾	札幌家庭	首席 白崎 彰悟 次席 酒井 佳子 〃 上條 法子
前橋家庭	首席 貝原 弓子 次席 千葉 幸史 〃 武藤 俊秀	名古屋家庭	首席 森田 容子 次席 西田 秀輝 〃 油本 裕之 〃 大下 幸満	長崎家庭	首席 高井 一匡 次席 福永 有紀 〃 本村 秀行	函館家庭	首席 粉川 聡子 次席 岩本 真理 〃 松下美加子
静岡家庭	首席 山田 英治 次席 阿蘇谷顕子 〃 山本 敏史	津家庭	首席 本多 洋子 次席 池田 博光	大分家庭	首席 柳下 哲矢 次席 田中 美緒	旭川家庭	首席 野末 省吾 次席 目黒 正貴 〃 葛西由布子
甲府家庭	首席 山本 尚子 次席 羽生 康二	岐阜家庭	首席 和田 英樹 次席 林 詩子	熊本家庭	首席 猪股 正光 次席 岩永 知子 〃 向松 民子	高松家庭	首席 石塚 丈記 次席 服部 元喜 〃 小見山賢一
長野家庭	首席 大島 弘樹 次席 古屋幸一郎	福井家庭	首席 松井由紀子 次席 森村 宜子	鹿児島家庭	首席 日野 永子 次席 中谷 浩章	徳島家庭	首席 宮崎 紀子 次席 椎野 茂雄
新潟家庭	首席 齋藤友由樹 次席 石川 祐子 〃 野口 哲也	金沢家庭	首席 小澤 真嗣 次席 山口 昌宏 〃 川合 智久	宮崎家庭	首席 後藤 花絵 次席 徳永奈穂子	高知家庭	首席 吉田 浩美 次席 森川 千尋
		富山家庭	首席 武田 大助 次席 神林 桂子	那覇家庭	首席 濱崎 弘子 次席 今里 貴憲 〃 下地 隆	松山家庭	首席 山本 吉克 次席 小林 知樹 〃 齋藤 孝広
		広島家庭	首席 石倉慎太郎				
首席書記官・次席書記官				令和8年5月1日現在			
裁判所	首席・次席書記官	裁判所	首席・次席書記官	裁判所	首席・次席書記官	裁判所	首席・次席書記官
最高	大法院 青柳 年泰 一小 有井 広光 二小 田内 丈青 三小 荒木 健二 訟廷 早川 太		次席 久保田 衛 〃 坂野 喜隆 〃 阪本 拓人 〃 澤井 和也 〃 畑野創一郎 〃 花岡 愛 〃 日吉 朝明		次席 池田 隆 〃 加茂 容子 〃 杉山 克彦 〃 菌部 正俊 〃 吉行 数真		次席 笠井 仁美 〃 砂川 麻紀 〃 (兼)森 秀樹
東京高等	民事 八幡 有紀 刑事 内野 洋 次席 赤穂 珠代 〃 江崎 加奈 〃 阪本 恵子 〃 高野 浩美 〃 (兼)田淵 誠 (兼)渡邊堅司	家庭	家事 安藤 慎一 少年 藤沢 省吾 次席 上田有佳子 〃 茅根 豊 〃 福島 聡 〃 増茂 留美	家庭	家事 富永 悦史 少年 綱島 光義 次席 下川由美子 〃 前川 直樹 〃 山口 淳子 〃 (兼)加茂容子	千葉地方	民事 久保田泰行 刑事 山中 雅人 次席 大松 繁雄 〃 小川 利香 〃 北山 拓郎 〃 関塚 和子 〃 中條 朋子
知的財産高等		簡易	民事 北島 康弘 刑事 荒川 方彰 次席 北岡 彩 〃 坂本 浩人 〃 山本起美代	さいたま地方	民事 清水 敦子 刑事 川島 洋一 次席 佐藤 宣宏 〃 坪井 隆人 〃 中林 宏明 〃 林 征兒 〃 森 秀樹	家庭	家事 依田弘太郎 少年 小寺 隆志 次席 青木 一仁 〃 長尾美佐子 〃 (兼)小川利香
東京地方	民事 楠木 久史 刑事 御厨 大 次席 飯田 貴弘 〃 大原 栄 〃 奥垣内かずさ 〃 落合 真人 〃 唐鎌也寸志	横浜地方	民事 佐藤奈緒美 刑事 立花 将寛	家庭	家事 岡田 守晃 少年 廣岡 美江	水戸地方	民事 清水秀次郎 刑事 矢島 敦 次席 岸野 和之 〃 増田 孝一 〃 佐藤 雅人

※次席書記官は五十音順

首 席 書 記 官 ・ 次 席 書 記 官

令和8年5月1日現在

裁判所	首席・次席書記官			裁判所	首席・次席書記官			裁判所	首席・次席書記官					
宇都宮地方	次 席	藤木 貴洋	大阪地方	民 事	和田 弘樹	家庭	次 席	三好 弘幸	家庭	(兼)大場淑江				
		飯田 理恵		刑 事	森谷 尚樹		"	(兼)金平 剛		次 席	七浦 昌子			
	次 席	荒川 岳央		次 席	大向 敏正		家庭	(兼)多田達也		"	(兼)安達寛和			
	"	田中 邦久		"	岡本 幸治			次 席		金平 剛	"	(兼)新谷秀次		
	"	渡邊 揚子		"	高野 博之			"		(兼)児島由崇	富山地方	東 文博		
	"	(兼)金杉廣記		"	小勝負善之			"		(兼)三好弘幸		次 席	諏訪 康宣	
	家庭	畑野 健		"	島田 泰			名古屋高等		民 事		齊藤 智昭	"	永濱 昇治
		次 席		金杉 廣記	"					高城 宏和	刑 事	南出 良仁	"	(兼)蒔田真弓
		"		(兼)荒川岳央	"					藤原 悟志	次 席	伊東 亨	家庭	(兼)東 文博
		"		(兼)田中邦久	"					松田 昌允	"	乗地 正人		次 席
"		(兼)渡邊揚子	"	棟尾 優子	"	(兼)中島啓祐	"		(兼)諏訪康宣					
前橋地方	民 事	櫻井 博三	家庭	家 事	草部 康司	名古屋地方	民 事	竹内 淳司	家庭	"	(兼)永濱昇治			
	刑 事	山口 寿		少 年	上田 信聡		刑 事	後藤 一章		広島高等	民 事	富永 正雄		
	次 席	川島 正樹		次 席	神戸 崇		次 席	川岸 哲成			刑 事	中垣 弘明		
	"	辻山真一郎		"	熊野 剛		"	川崎 洋一			次 席	溝口 真司		
静岡地方	家庭	神山千栄子	"	福岡 邦之	"	佐久間勝徳	"	三村 真						
		次 席	荒巻美知世	"	(兼)岡本幸治	"	鈴木 貴洋	"	(兼)遠藤 愛					
		民 事	福興 輝彦	簡 易	福島 正人	"	鈴木 誠	広島地方	民 事	永澤 真				
	刑 事	大竹 正彦	民 事		小菅 和弘	"	森 芳郎		刑 事	野澤 秀和				
	次 席	酒井 応典	刑 事		佐藤 広希	"	(兼)久保隆一		次 席	清木 真穂				
	家庭	"	高橋 聡子	次 席	柴田 数之	家庭	家 事	荒川 正光	"	古川かおり				
		"	廣戸 充	"	丸岡由美子		少 年	中村多佳子	家庭	家 事	永吉 聰			
		次 席	谷水 文香	家 事	小西 圭		次 席	中村 晴美		少 年	松嶋 修二			
		"	(兼)高橋聡子	少 年	辻 循		"	長谷川和秀		次 席	新谷 誠			
		次 席	服部 康治	次 席	阿部 和臣		"	洞口 敦		山口地方	草野 徹			
甲府地方	青木 孝之	神戸地方	民 事	田和 由一	簡 易	"	(兼)佐久間勝徳	次 席	有満 靖之					
	次 席		大野 真生	刑 事		和田 健司	久保 隆一	"	大田 茂					
	"		中川 弥生	次 席		柏森 諭	津 地方	大林 克典	"	中田 孝造				
	家庭		"	(兼)志村博司		"		下村 義之	次 席	桐山 剛	"	(兼)川上昌志		
			"	(兼)青木孝之		"		堀江 源一	"	中島 秀敏	家庭	島津 美弘		
次 席		志村 博司	"	棟尾 充	"	(兼)川後 誠	次 席	川上 昌志						
長野地方	"	(兼)大野真生	"	渡部 雅美	家庭	柴田こずえ	"	(兼)有満靖之						
	"	(兼)中川弥生	家庭	家 事		川村美佐子	次 席	川後 誠	"	(兼)大田 茂				
	家庭	半田 雅彦		少 年		本田 智明	"	(兼)桐山 剛	"	(兼)中田孝造				
		次 席		中越 一英	次 席	倉橋 久美	岐阜地方	"	(兼)中島秀敏	岡山地方	民 事	坂東 正樹		
		"	永末 秀伸	"	鈴木 真子	高橋 光彦		刑 事	佐藤 智彦					
		"	保坂 隆典	"	(兼)堀江源一	次 席		高田 美伸	次 席		浅野 良児			
		"	(兼)田中知子	奈良地方	次 席	岩崎 仁		"	永瀬 隆一		"	坂本 慶二		
	家庭	井上 由里	"		中村 圭	家庭		"	(兼)齋藤正穂		家庭	南森 弘三		
		次 席	田中 知子		"		(兼)荻野由来	次 席	齋藤 正穂	次 席		赤木 信之		
		"	(兼)中越一英	"	(兼)小山享子		"	(兼)高田美伸	鳥取地方	岡田 健三				
新潟地方	"	(兼)永末秀伸	次 席	荻野 由来	家庭	"	(兼)永瀬隆一	次 席		岡本 光輝				
	"	(兼)保坂隆典	"	(兼)岩崎 仁		福井地方	金地 啓之	"		吉田 正博				
	民 事	熊坂 浩樹	"	(兼)中村 圭			次 席	野呂 昌子	家庭	(兼)岡田健三				
	刑 事	新川 忠臣	大津地方	柴田 容子	"		福岡伸治郎	次 席		岸田由紀夫				
	次 席	近藤 篤		次 席	木原 陽子	"	(兼)堀江巨樹	"		(兼)岡本光輝				
	家庭	"		藤岡 真吾	"	山本 正明	家庭	(兼)金地啓之	"	(兼)吉田正博				
		"	熊倉 秀行	"	(兼)仲井正英	次 席		堀江 巨樹	松江地方	桐山 早苗				
		次 席	大淵 光浩	家庭	(兼)柴田容子	"		(兼)野呂昌子		次 席	東 英和			
		大阪高等	民 事		桑田 芳男	次 席	仲井 正英	"		(兼)福岡伸治郎	"	齊藤 弘憲		
			刑 事		安達 正広	"	(兼)木原陽子	金沢地方	大場 淑江	"	(兼)嘉屋正徳			
次 席	石居 友紀		"	(兼)山本正明	次 席	安達 寛和	家庭		(兼)桐山早苗					
"	大串 幸男		和歌山地方	多田 達也	"	新谷 秀次			次 席	嘉屋 正徳				
"	藤澤 和行			次 席	児島 由崇	"		(兼)七浦昌子	"	(兼)東 英和				
"	(兼)砂川朋子													

※次席書記官は五十音順

首 席 書 記 官 ・ 次 席 書 記 官

令和8年5月1日現在

裁判所	首席・次席書記官	裁判所	首席・次席書記官	裁判所	首席・次席書記官	裁判所	首席・次席書記官
	次 席 (兼)齊藤弘憲		次 席 宮ノ原和弘		次 席 (兼)丸森久一		次 席 長谷川砂奈絵
福岡高等	民 事 田尻 昌史	家 庭	大迫 智	盛岡地方	小 山 内 克 明	家 庭	" (兼)齊藤和広
	刑 事 吉岡 誠		次 席 吉谷 啓一		次 席 熊谷 淳史		" (兼)奥田一也
	次 席 飯田 麻美	鹿児島地方	泉 秀樹		" 菅原 清人		次 席 齊藤 和広
	" 岩下 浩和		次 席 高崎 良太		" (兼)阿部博樹		" (兼)長縄泰弘
	" 福島 崇		" 中室 秀子	家 庭	(兼)小山内克明		" (兼)長谷川砂奈絵
	" (兼)遠山 純		" 山本 敬博	次 席 阿部 博樹	釧路地方	本間 雄治	
福岡地方	民 事 大串 竜全	家 庭	" (兼)大塚日出雄	" (兼)熊谷淳史		次 席 日比野貴樹	
	刑 事 前田 正志		向吉 修	" (兼)菅原清人		" 松村 英樹	
	次 席 岩下 史		次 席 大塚日出雄	秋田地方	萌出 義信		" (兼)中川賢也
	" 末継 正和		" (兼)高崎良太		次 席 安倍 正樹	家 庭	(兼)本間雄治
	" 友井 満		" (兼)中室秀子	" 武田 隆		次 席 中川 賢也	
	" 友枝 仁美		" (兼)山本敬博	" (兼)佐々木嘉美		" (兼)日比野貴樹	
	" 森山 浩利	宮崎地方	松永 英雄	家 庭	(兼)萌出義信		" (兼)松村英樹
	" (兼)佐藤貴司		次 席 長島 宏哉	次 席 佐々木嘉美	高松高等	民 事 藤野 明弘	
家 庭	家 事 後藤 順二		" 野原 国秀	" (兼)安倍正樹		刑 事 石川 公寛	
	少 年 坂梨 浩二		" (兼)呉屋勝彦	" (兼)武田 隆		次 席 橘 潤一郎	
	次 席 陣内 伸哉	家 庭	(兼)松永英雄	青森地方	高山 行正	" 白玖 栄治	
	" 平井 茂喜		次 席 呉屋 勝彦	次 席 木立 一真		" (兼)市原昌彦	
	" 山崎 隆央		" (兼)長島宏哉	" 西舘 一則	高松地方	民 事 中村 哲郎	
	" (兼)末継正和		" (兼)野原国秀	" (兼)吉田浩司		刑 事 藤本 文子	
簡 易	佐藤 貴司	那覇地方	民 事 田丸 賢二	家 庭	畑山 寿定	次 席 河北 克之	
佐賀地方	内藤 和宏		刑 事 古賀 保喜		次 席 吉田 浩司	" 高石 祥一	
	次 席 松下 裕輔		次 席 江崎 輝彦		" (兼)木立一真	家 庭	藤井 容子
	" 山口 誠		" 城間 直彦		" (兼)西舘一則	次 席 三好 良孝	
	" (兼)野田耕司	家 庭	吉里 賢次	札幌高等	民 事 堤 秀喜	徳島地方	宇都宮英樹
	" (兼)内藤和宏		次 席 吉浦 俊輔		刑 事 神 政和	次 席 多田 靖	
	次 席 野田 耕司	仙台高等	民 事 鈴木 靖		次 席 今井 晋也	" 藤本 文孝	
	" (兼)松下裕輔		刑 事 山口千栄子		" 吉村 悟	" (兼)村瀬かおる	
	" (兼)山口 誠		次 席 嶋原 史浩		" (兼)木下元裕	家 庭	(兼)宇都宮英樹
長崎地方	中溝 香三		" 篠 紀江	札幌地方	民 事 石田 正人	次 席 村瀬かおる	
	次 席 市村 康幸		" (兼)荻生知明		刑 事 三浦 収	" (兼)多田 靖	
	" 江川久美子	仙台地方	民 事 金澤 学		次 席 上田 素弘	" (兼)藤本文孝	
	" 谷 英治		刑 事 滝沢 紀彰		" 太子 正仁	高知地方	中矢 公司
	" (兼)上川隆二		次 席 平山 宗昭		" 中西 覚	次 席 友田 香織	
家 庭	開 勝憲		" 舩山 佳宏		" (兼)山室全由	" 中川 誠二	
	次 席 上川 隆二	家 庭	赤間 玲子	家 庭	家 事 山本 清史	" (兼)黒川 明	
	" (兼)市村康幸		次 席 岩船 健司		少 年 松田 睦史	家 庭	(兼)中矢公司
	" (兼)江川久美子	福島地方	民 事 阿部 正夫		次 席 当真 健志	次 席 黒川 明	
	" (兼)谷 英治		刑 事 野中 正裕		" 原田 旅生	" (兼)友田香織	
大分地方	上甲和歌子		次 席 阿部 功一	簡 易	山室 全由	" (兼)中川誠二	
	次 席 久保田重雄		" 松井 竜也	函館地方	上杉 珠貴	松山地方	小林 利光
	" 佐藤 拓人	家 庭	千石 靖之		次 席 後藤 俊宏	次 席 飯尾 竜太	
	" (兼)福富 誠		次 席 佐藤 利江		" 寺島 泰美	" 井上 隆志	
家 庭	" (兼)上甲和歌子	山形地方	渡辺 克明		" (兼)岡部英哲	" 金子 浩之	
	次 席 福富 誠		次 席 佐藤 勝	家 庭	(兼)上杉珠貴	" (兼)渡邊正彦	
	" (兼)久保田重雄		" 丸森 久一		次 席 岡部 英哲	家 庭	藤田 美博
	" (兼)佐藤拓人		" (兼)松澤美香		" (兼)後藤俊宏	次 席 渡邊 正彦	
熊本地方	民 事 山下浩一郎	家 庭	(兼)渡辺克明		" (兼)寺島泰美	" (兼)飯尾竜太	
	刑 事 早尻 洋子		次 席 松澤 美香	旭川地方	奥田 一也	" (兼)井上隆志	
	次 席 北原 健		" (兼)佐藤 勝		次 席 長縄 泰弘	" (兼)金子浩之	

※次席書記官は五十音順

令和8年春の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏 名
裁判官 15名		
旭日大綬章	元最高裁判事	草野 耕一
瑞宝重光章	元高松高裁長官	秋葉 康弘
瑞宝重光章	元名古屋地裁所長	伊藤 納
瑞宝重光章	元札幌高裁長官	植村 稔
瑞宝重光章	元大阪高裁判事・部総括	角 隆博
瑞宝重光章	元広島高裁長官	大門 匡
瑞宝重光章	元福岡地裁所長	永松 健幹
瑞宝重光章	元東京高裁判事・部総括	畠山 稔
瑞宝重光章	元大阪高裁判事・部総括	藤下 健
瑞宝重光章	元名古屋高裁判事・部総括	藤山 雅行
瑞宝重光章	元名古屋高裁長官	綿引 万里子
瑞宝中綬章	元金沢地・家裁所長	田近 年則
瑞宝中綬章	元東京高裁判事・部総括	浜 秀樹
瑞宝中綬章	元広島高裁判事・部総括	三木 昌之
瑞宝中綬章	元仙台高裁判事・部総括	山本 剛史

令和8年春の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏 名
----	------	-----

簡裁判事 12名

瑞宝小綬章	元東京簡裁判事	岡野 清 二
瑞宝小綬章	元宇都宮簡裁判事	菊 地 努
瑞宝小綬章	元旭川簡裁判事	齋藤 祐仁
瑞宝小綬章	元青森簡裁判事	相馬 正彦
瑞宝小綬章	元東京簡裁判事	高野 淳之
瑞宝小綬章	元益田簡裁判事	野々村 辰夫
瑞宝小綬章	元大阪簡裁判事	福田 修
瑞宝小綬章	元藤沢簡裁判事	向笠 元章
瑞宝小綬章	元尾道簡裁判事	山部 憲昭
瑞宝小綬章	元福岡簡裁判事	山本 奉文
瑞宝小綬章	元福岡簡裁判事	吉住 良二
瑞宝小綬章	元大宮簡裁判事	渡邊 直樹

令和8年春の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏 名
----	------	-----

一般職 14名

瑞宝中綬章	元東京高裁事務局次長	岸野 明人
瑞宝中綬章	元大阪高裁事務局次長	寺田 俊弘
瑞宝小綬章	元旭川家裁首席家裁調査官	阿曾 直樹
瑞宝小綬章	元甲府家裁事務局長	天野 和男
瑞宝小綬章	元秋田家裁首席家裁調査官	大本 修平
瑞宝小綬章	元広島家裁首席家裁調査官	鈴木 裕一
瑞宝小綬章	元横浜地裁刑事首席書記官	高橋 学
瑞宝小綬章	元広島家裁事務局長	藤本 孝司
瑞宝小綬章	元さいたま家裁事務局長	吉井 良一
瑞宝小綬章	元熊本地裁民事首席書記官	吉田 尊志
瑞宝単光章	元大阪高裁副守衛長	亀谷 順一
瑞宝単光章	元大阪高裁守衛長	田中 豊蔵
瑞宝単光章	元東京高裁守衛長	古田 光則
瑞宝単光章	元神戸地裁車庫長	牧田 浩一

令和8年春の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏 名
弁護士 20名		
旭日中綬章	元日弁連副会長	古賀 和孝
旭日中綬章	元日弁連副会長	武井 共夫
旭日小綬章	元日弁連常務理事	浅井 嗣夫
旭日小綬章	元最高裁司法研修所教官	一瀬 晴雄
旭日小綬章	元日弁連常務理事	井上 寛
旭日小綬章	元日弁連理事	蔭 山 好信
旭日小綬章	元日弁連常務理事	久笠 信雄
旭日小綬章	元日弁連理事	玄津 辰弥
旭日小綬章	元日弁連理事	小谷 寛 子
旭日小綬章	元日弁連常務理事	堺 充廣
旭日小綬章	元日弁連常務理事	嶋田 貴文
旭日小綬章	元日弁連理事	智口 成市
旭日小綬章	元最高裁司法研修所教官	坪井 昌造
旭日小綬章	元日弁連常務理事	降旗 道男
旭日小綬章	元日弁連常務理事	水口 二良
旭日小綬章	元最高裁司法研修所教官	宮崎 万壽夫
旭日小綬章	元日弁連理事	毛利 哲朗
旭日小綬章	元日弁連理事	元井 信介
旭日小綬章	元日弁連理事	矢島 潤一郎
旭日小綬章	元日弁連理事	山田 博

令和8年春の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏 名
調停委員 25名		
瑞宝双光章	千葉地裁調停委員	飯島 正中
瑞宝双光章	さいたま家裁調停委員	石倉 瑞江
瑞宝双光章	さいたま家裁調停委員	伊藤 洋子
瑞宝双光章	千葉家裁調停委員	大井 博美
瑞宝双光章	秋田家裁調停委員	大淵 英悦
瑞宝双光章	仙台家裁調停委員	小野寺 由利子
瑞宝双光章	名古屋家裁調停委員	加納 美智代
瑞宝双光章	前橋家裁調停委員	河内 秀夫
瑞宝双光章	東京家裁調停委員	岸 久美子
瑞宝双光章	長野家・地裁調停委員	木下 伸二
瑞宝双光章	松山家・地裁調停委員	塩出 洋子
瑞宝双光章	東京地裁調停委員	下本 国子
瑞宝双光章	青森家・地裁調停委員	高橋 一枝
瑞宝双光章	東京家裁調停委員	多田 須賀子
瑞宝双光章	徳島地裁調停委員	多田 正孝
瑞宝双光章	さいたま家裁調停委員	塚田 文子
瑞宝双光章	秋田家・地裁調停委員	成田 京子
瑞宝単光章	金沢家裁調停委員	石田 佳寿子
瑞宝単光章	水戸家・地裁調停委員	宇梶 亨
瑞宝単光章	東京家裁調停委員	栗栖 文代
瑞宝単光章	長野家裁調停委員	小島 敬子
瑞宝単光章	静岡家・地裁調停委員	瀧 容子
瑞宝単光章	岡山家裁調停委員	芳賀 明子
瑞宝単光章	東京家裁調停委員	宮崎 礼子
瑞宝単光章	岡山家裁調停委員	山田 千代子

総計 86 名

※調停委員の主要経歴は、発令日現在の所属(退任している者については退任時の所属)である。

(別紙)

令和8年春の藍綬褒章受章者名簿

主要経歴	功労業務	氏 名
名古屋家裁調停委員	調停委員	安藤 隆幸
神戸家裁調停委員	調停委員	今後 孝子
福島地裁調停委員	調停委員	岩田 善一郎
和歌山家裁調停委員	調停委員	小原 智津
福島家・地裁調停委員	調停委員	金子 克之
奈良家・地裁調停委員	調停委員	川上 寛子
盛岡家・地裁調停委員	調停委員	川村 由美子
福井家・地裁調停委員	調停委員	窪田 善一郎
徳島家裁調停委員	調停委員	玄番 芳江
青森家・地裁調停委員	調停委員	佐々木 友浩
山口家裁調停委員	調停委員	下野 洋二
千葉家裁調停委員	調停委員	須藤 洋子
東京家裁調停委員	調停委員	蜷川 高子
福井家裁調停委員	調停委員	長谷川 啓治
横浜家裁調停委員	調停委員	宮永 由起子
さいたま家裁調停委員	調停委員	宮野 文子
長野家・地裁調停委員	調停委員	横澤 裕子
熊本家裁補導受託者	補導受託者	上田 文昭

計 18 名

※主要経歴は、発令日現在の所属(退任している者については退任時の所属)である。

◎最高裁判所規則第七号

企業価値担保権実行手続規則を次のように定める。

令和八年四月二十二日

最 高 裁 判 所

企業価値担保権実行手続規則

目次

- 第一章 総則（第一条―第十一条）
- 第二章 実行手続開始の申立て（第十二条―第十六条）
- 第三章 実行手続開始の決定及びこれに伴う効果等
 - 第一節 実行手続開始の決定（第十七条・第十八条）
 - 第二節 管財人（第十九条―第二十三条）
- 第四章 配当債権
 - 第一節 劣後債権等の届出（第二十四条―第二十九条）

- 第二節 配当債権の調査及び確定（第三十条―第三十八条）
- 第五章 換価（第三十九条・第四十条）
- 第六章 配当
 - 第一節 通則（第四十一条）
 - 第二節 最後配当（第四十二条―第四十四条）
 - 第三節 簡易配当（第四十五条・第四十六条）
 - 第四節 同意配当（第四十七条）
 - 第五節 中間配当（第四十八条・第四十九条）
- 第七章 実行手続の終了（第五十条）
- 第八章 雑則（第五十一条）
- 附則
- 第一章 総則
 - （申立ての方式等）

第一条 実行手続に関する申立て、届出、申出及び裁判所に対する報告は、特別の定めがある場合を除き、書面で行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、裁判所は、実行手続の円滑な進行のために必要があると認めるときは、口頭で同項の報告をすることを許可することができる。ただし、第四十一条第一項、第四十二条（第四十六、四十七、四十八、四十九条において準用する場合を含む。）及び第四十八、四十九条第一項の規定による報告については、この限りでない。

3 裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であつて裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

4 裁判所は、利害関係人の閲覧に供するため必要があると認めるときは、書面を裁判所に提出した者又は

提出しようとする者に対し、その写しを提出することを求めることができる。

（申立書の記載事項等）

第二条 実行手続に関する申立書（実行手続開始の申立書を除く。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
- 二 申立ての趣旨
- 2 前項の申立書には、同項に掲げる事項を記載するほか、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 申立てを理由付ける具体的な事実
 - 二 立証を要する事由ごとの証拠
 - 三 申立人又は代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。以下「電話番号等」という。）

- 3 第一項の申立書には、立証を要する事由についての証拠書類の写しを添付するものとする。
- 4 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号。以下「法」という。）第四百四十四条第一

項に規定する配当債権査定申立て又は価額決定の申立て（法第百四十六条第一項に規定する価額決定の申立てをいう。以下同じ。）をする者は、当該申立てをする際、申立書及び証拠書類の写しを相手方に送付しなければならない。

5 裁判所は、必要があると認めるときは、実行手続開始の申立てその他の実行手続に関する申立てをした者に対し、債務者の財産に属する権利で登記又は登録がされたものについての登記事項証明書又は登録原簿に記載されている事項を証明した書面を提出させることができる。

（通知先住所等の情報の裁判所への提供）

第三条 裁判所は、実行手続における通知、送達又は期日の呼出し（以下この項において「通知等」という。）をする必要があるときは、債務者又は管財人に対し、通知等を受けるべき者の住所（郵便番号を含む。）及び電話番号等その他の通知等の実施に必要な情報の提供を求めることができる。この場合においては、通知等を受けるべき者が自己に関する情報の開示を求める場合を除き、何人も、その提供された情報の開示を求めることができない。

2 前項の規定は、法第百五十七条第四項の規定による意見の聴取をするため必要がある場合について準用

五

する。

（管財人による通知事務等の取扱い）

第四条 裁判所は、実行手続の円滑な進行を図るために必要があるときは、管財人の同意を得て、管財人に書面の送付その他通知に関する事務を取り扱わせることができる。

（通知等を受けるべき場所の届出）

第五条 申立債権を有する者又は劣後債権者（以下この条において「申立債権を有する者等」という。）が書面を送付する方法によつてする通知又は期日の呼出し（以下この条において「通知等」という。）を受けるべき場所（日本国内に限る。）を届け出たときは、実行手続において、当該申立債権を有する者等に対して書面を送付する方法によつてする通知等は、当該届出に係る場所（当該申立債権を有する者等が第二十六条第一項の規定により通知等を受けるべき場所の変更を届け出た場合にあつては、当該変更後の場所）においてする。

2 前項に規定する通知等を受けるべき場所の届出をしない申立債権を有する者等が法第八十一条第一項において準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第百四条第一項の規定により書類の送達を受けるべ

六

き場所を届け出たときは、当該申立債権を有する者等に対する前項に規定する通知等は、当該届出に係る場所においてする。

3 前二項の規定により申立債権を有する者等に対してされた通知等が到達しなかったときは、当該申立債権を有する者等に対し、その後の通知等をするを要しない。ただし、法第百七十一条第一項（法第百八十三条第三項において準用する場合を含む。）第百七十六条第三項、第百七十八条第二項及び第百八十四条の規定による通知については、この限りでない。

4 裁判所又は裁判所書記官が前項本文の規定により申立債権を有する者等に対する通知等をしないときは、裁判所書記官は、当該申立債権を有する者等に対してされた通知等が到達しなかった旨を記録上明らかにしなければならない。

（調査）

第六条 実行手続における調査（口頭弁論の調査を除く。）は、作成することを要しない。ただし、裁判長が作成を命じたときは、この限りでない。

（公告事務の取扱者・法第七十五条）

七

第七条 公告に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

（官庁等への通知）

第八条 実行手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、債務者の本店（外国に本店があるときは、日本における主たる営業所。以下この項において同じ。）の所在地を管轄する税務署の長並びにその本店の所在地の属する都道府県及び市町村（特別区を含む。）の長にその旨を通知しなければならない。

2 営業又は事業に係る許可等（法第百五十九条第一項に規定する許可等をいう。以下この項及び第四十条において同じ。）を受けた債務者について実行手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、その旨を当該許可等をした行政庁（許可等があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。同条において同じ。）に通知しなければならない。官庁その他の機関の許可（免許、登録その他の許可に類する行政処分を含む。）がなければ設立することができない債務者について実行手続開始の決定があつたときにおける当該機関についても、同様とする。

3 破産事件、再生事件又は更生事件に係属している債務者について実行手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、その旨を当該事件に係属する裁判所に通知しなければならない。

八

4 前三項の規定は、法第八十六条第一項の規定により実行手続開始の申立てが取り下げられたとき、実行手続開始の決定を取り消す決定が確定したとき、法第九十一条若しくは第九十条第六項の規定による実行手続廃止の決定が確定したとき又は法第九十一条第一項の規定による実行手続終結の決定があったときについて準用する。

（事件に関する文書等の閲覧等・法第七十六条）

第九条 法第七十六条の規定は、この規則（この規則において準用する他の規則を含む。）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下「文書等」という。）について準用する。

2 法第七十六条（前項において準用する場合を含む。）の規定による文書等の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求は、当該請求に係る文書等を特定するに足りる事項を明らかにしてしなければならない。

3 第一条第四項の規定により書面の写しが提出された場合には、当該書面の閲覧又は謄写は、提出された写しによってさせることができる。

九

4 第十一条第一項において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書等から秘密記載部分又は秘密事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書等の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

5 第十一条第一項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第八十一条第一項において準用する民事訴訟法第三百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘密事項届出書面」という。）から法第八十一条第一項において準用する民事訴訟法第三百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘密事項又は秘密事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘密事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（支障部分の閲覧等の制限の申立ての方式等・法第八十条）

第十条 法第八十条第一項の申立ては、支障部分を特定してしなければならない。

2 前項の申立ては、当該申立てに係る文書等の提出の際にしなければならない。

3 第一項の申立てをするときは、当該申立てに係る文書等から支障部分を除いたものをも作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、同項の申立てに係る支障部分が当該申立てに係る文書等の全部であるときは、この限りでない。

4 法第八十条第一項の規定による決定においては、支障部分を特定しなければならない。

5 前項の決定があったときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該決定により特定された支障部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、当該申立てにより特定された支障部分と当該決定により特定された支障部分とが同一である場合は、この限りでない。

6 法第八十条第一項の規定による決定の一部を取り消す決定が確定したときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から同条第一項の規定による決定により特定された支障部分のうち当該決定の一部を取り消す決定に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。

7 前条第三項の規定は、第三項本文、第五項本文又は前項の規定により文書等から支障部分を除いたもの

一一

が提出された場合について準用する。

（民事訴訟規則及び民事執行規則の準用）

第十一条 特別の定めがある場合を除き、実行手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編から第四編までの規定（同規則第一条第三項、第一条の二、第四条第三項及び第四項、第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項及び第三項、第二十三条第三項、第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項、第二十六条後段、第三十三条の三、第三十三条の四第二項から第四項まで、第三十三条の五、第三十四条第八項から第十一項まで、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項、第四十七条の二第四項及び第五項、第五十一条第三項から第七項まで、第一編第七章、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項、第五十二条の二十三、第五十三条第四項第二号、第五十五条第三項から第六項まで、第五十五条の二、第六十三条の二、第七十六条の二第一項後段、第八十一条第二項、第八十二条第三項及び第四項、第八十五条の二、第八十五条の三、第八十八条第二項、第一百二十二条第三項及び第四項、第一百二十四条第四項、第一百三十一条、第一百三十二条第三項、第一百三十五条の二、第一百三十七条第三項及び第四項、第一百四十三条

第三項、第四百九十九条の二第三項、第四百九十九条の三、第五百十一条の二、第八百八十九条第四項並びに第二百一十一条第二項及び第三項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第五条から第七条の二まで、第十条及び第十五条の二の規定は、実行手続について準用する。

第二章 実行手続開始の申立て

（実行手続開始の申立書の記載事項・法第八十四条）

第十二条 実行手続開始の申立書には、法第八十四条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申立人の商号及び本店の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- 二 実行手続開始の申立てに係る債務者の商号及び本店の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- 三 申立ての趣旨

第十三条 実行手続開始の申立書には、法第八十四条第一項各号及び前条各号に掲げる事項を記載するほか

一三

、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、当該事項のうち申立人が知らず、かつ、知ることが著しく困難なものについては、この限りでない。

- 一 法第八十四条第三項各号に掲げる事項
- 二 債務者の主たる営業所（外国に主たる営業所がある場合にあつては、日本における主たる営業所）の所在地
- 三 債務者の財産に関してされている他の手続又は処分申立人に知れているもの
- 四 管財人の選任その他実行手続に関して申立人の意見があるときは、その意見
- 五 債務者について次のイ又はロに掲げる者があるときは、当該イ又はロに定める事項
イ 債務者の使用人で組織する労働組合 当該労働組合の名称、主たる事務所の所在地、組合員の数及び代表者の氏名
ロ 債務者の使用人の過半数を代表する者 当該者の氏名及び住所

六 法第七十一条第三項から第五項までに規定する執行事件があるときは、当該執行事件に係属する裁判所、当該執行事件の表示及び当該執行事件における債務者の商号

七 債務者について第八条第二項の規定による通知をすべき行政庁又は機関があるときは、その名称及び所在地

八 申立人又は代理人の郵便番号及び電話番号等

九 申立債権を有する者の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号等

十 申立債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、その旨

十一 申立債権に関し訴訟が係属するときは、その訴訟が係属する裁判所、当事者の氏名又は名称及び事件の表示

（実行手続開始の申立書の添付書類・法第八十四条）

第十四条 実行手続開始の申立書には、債務者の登記事項証明書及び次に掲げる書類を添付するものとする。

ただし、当該書類のうち申立人が保有しておらず、かつ、申立人において入手し、又は作成することが著しく困難なものについては、この限りでない。

一 債務者の定款

二 実行手続開始の申立ての日前三年以内に法令の規定に基づき作成された債務者の貸借対照表及び損益

一五

計算書

三 債務者が労働協約を締結し、又は就業規則を作成しているときは、当該労働協約又は就業規則

四 配当債権者等（法第七十条第十五項に規定する配当債権者等をいう。第十八条第二項及び第五十条第一項において同じ。）となることが見込まれる者の氏名又は名称及び配当債権者となることが見込まれる者の有する債権の内容を記録した一覧表

五 申立債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、執行力ある債務名義の写し（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この号において単に「ファイル」という。）に記録されたものである場合にあつては、当該電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面、債務名義が電磁的記録をもって作成された執行証書（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号に規定する執行証書をいう。）である場合にあつては、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十三条第一項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。）。第二十四条第三項において同じ。）又は判決書の写し若しくは電子判決書（民事訴訟法第二百五十二条第一項に規定する電子判決書

一四

一六

(同法第二百五十三條第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。)をいう。第二十四條第三項において同じ。)に記録されている事項を出力することにより作成した書面

六 債務者の財産目録

(実行手続開始の申立人に対する資料の提出の求め)

第十五条 裁判所は、実行手続開始の申立てをした者又はしようとする者に対し、実行手続開始の申立書及びこの規則の規定により当該申立書に添付し又は提出すべき書類のほか、実行手続開始の決定がされたとすれば配当債権となるべき債権及び債務者の財産の状況に関する資料その他実行手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができる。

(費用の予納・法第八十五条)

第十六条 法第八十五条第一項の金額は、債務者の事業の内容、資産及び負債その他の財産の状況、配当債権者となることが見込まれる者の数その他の事情を考慮して定める。

第三章 実行手続開始の決定及びこれに伴う効果等

第一節 実行手続開始の決定

一七

(実行手続開始の決定の裁判書等・法第八十七条)

第十七条 実行手続開始の申立てについての裁判は、裁判書を作成してしなければならない。

2 実行手続開始の決定の裁判書には、決定の年月日時を記載しなければならない。

(劣後債権の届出をすべき期間等・法第八十八条)

第十八条 次の各号に掲げる期間は、特別の事情がある場合を除き、それぞれ当該各号に定める範囲内で定めるものとする。

一 劣後債権の届出をすべき期間 実行手続開始の決定の日から二週間以上四月以下(知れている劣後債権者で日本国内に住所、居所、営業所又は事務所がないものがある場合には、四週間以上四月以下)

二 配当債権の調査をするための期間 その期間の初日と前号の期間の末日との間には一週間以上四月以下の期間をおき、一週間以上二月以下

2 裁判所は、法第八十八条第二項の決定をしたときは、管財人が、日刊新聞紙に掲載し、又はインターネットを利用する等の方法であつて裁判所の定めるものにより、法第八十六条第三項本文、法第八十九条第四項本文において準用する同条第三項(第一号に係る部分に限る。)、法第九十条第三項本文及び第九十

一八

一条第五項本文の規定により通知すべき事項の内容を配当債権者等が知ることができる状態に置く措置を執るものとすることができる。

第二節 管財人

(管財人の選任等・法第九十条)

第十九条 裁判所は、管財人を選任するに当たっては、その職務を行うに適した者を選任するものとする。

2 法人が管財人に選任された場合には、当該法人は、役員又は職員のうちから管財人の職務を行うべき者を指名し、指名された者の氏名を裁判所に届け出るとともに、債務者に通知しなければならない。

3 裁判所書記官は、管財人に対し、その選任を証する書面を交付しなければならない。

4 裁判所書記官は、管財人があらかじめその職務のために使用する印鑑を裁判所に提出した場合において、当該管財人が債務者に属する不動産についての権利に関する登記を申請するために登記所に提出する印鑑の証明を請求したときは、当該管財人に係る前項に規定する書面に、当該請求に係る印鑑が裁判所に提出された印鑑と相違ないことを証明する旨をも記載して、これを交付するものとする。

5 管財人は、正当な理由があるときは、裁判所の許可を得て辞任することができる。

一九

(管財人に対する監督等・法第一百条)

第二十条 裁判所は、報告書の提出を促すことその他の管財人に対する監督に関する事務を裁判所書記官に命じて行わせることができる。

(進行協議)

第二十一条 裁判所と管財人は、実行手続の円滑な進行を図るために必要があるときは、実行手続の進行に関し必要な事項についての協議を行うものとする。

(管財人の報酬等・法第二百三条)

第二十二条 裁判所は、管財人又は管財人代理の報酬を定めるに当たっては、その職務と責任にふさわしい額を定めるものとする。

(財産の価額の評定に関する資料の提出・法第二百五条)

第二十三条 裁判所は、管財人に対し、次に掲げる書類であつて実行手続の円滑な進行を図るため利害関係人の閲覧に供する必要性が高いと認めるものを提出させることができる。

一 法第二百二十五条第一項の規定による評定の基礎となつた資料

二〇

二 前号の評定において用いた資産の評価の方法その他の評定の方法を記載した書面

第四章 配当債権

第一節 劣後債権等の届出

(劣後債権の届出の方式・法第百三十二条)

第二十四条 法第百三十二条第三号の最高裁判所規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 劣後債権者及び代理人の氏名又は名称及び住所

二 実行手続において書面を送付する方法によつてする通知又は期日の呼出しを受けるべき場所（日本国内に限る。）

三 執行力ある債務名義又は終局判決のある劣後債権であるときは、その旨

四 劣後債権に関し実行手続開始当時訴訟が係属するとき（租税等の請求権等（法第百五十六条第一項に規定する租税等の請求権等をいう。以下この号において同じ。）である劣後債権にあつては、訴訟又は行政庁に係属する事件があるとき）は、その訴訟が係属する裁判所（租税等の請求権等である劣後債権にあつては、その訴訟又は事件が係属する裁判所又は行政庁）、当事者の氏名又は名称及び事件の表示

一一

2 劣後債権の届出書には、劣後債権者の郵便番号、電話番号等その他実行手続における通知、送達又は期日の呼出しを受けるために必要な事項として裁判所が定めるものを記載するものとする。

3 劣後債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、前項に規定する届出書に、執行力ある債務名義の写し又は判決書の写し若しくは電子判決書に記録されている事項を出力することにより作成した書面を添付しなければならない。

4 劣後債権者が代理人をもつて劣後債権の届出をする場合には、第二項に規定する届出書に、代理権を証する書面を添付しなければならない。

(劣後債権の届出書の写しの添付等)

第二十五条 劣後債権の届出をするときは、届出書のほか、その写しを提出しなければならない。

2 前項の規定により届出書の写しが提出されたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該写しを管財人に送付しなければならない。

(届出事項の変更)

第二十六条 配当債権者は、その有する配当債権について、届け出た事項（申立債権にあつては、法第八十

一二

四条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は第十三条第九号から第十一号までに掲げる事項）の変更（配当債権の消滅を含む。以下この条において同じ。）であつて他の配当債権者の利益を害しないものが生じた場合には、遅滞なく、当該変更の内容及び原因を裁判所に届け出なければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による届出をする場合の届出書について準用する。

3 管財人は、第一項に規定する変更が生じたことを知っている場合には、当該変更の内容及び原因を裁判所に届け出なければならない。この場合においては、届出書に、証拠書類の写しを添付しなければならない。

4 第一項又は前項の規定による届出があつた場合には、裁判所書記官は、当該届出の内容を配当債権者表に記載するものとする。

(債権届出期間経過後の届出等の方式・法第百三十三条等)

第二十七条 法第百三十三条第一項の規定による届出をするときは、劣後債権の届出書には、同項の事由及びその事由が消滅した日をも記載しなければならない。

2 法第百三十三条第三項の規定による届出をするときは、劣後債権の届出書には、当該届出をする劣後債

一三

権が生じた日をも記載しなければならない。

3 法第百三十三条第四項の変更の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 変更の内容及び原因

二 法第百三十三条第四項の事由及びその事由が消滅した日

4 第二十五条及び前条第四項の規定は、前項の届出書について準用する。

(届出名義の変更の方式・法第百三十四条)

第二十八条 届出名義の変更の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出名義の変更を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所

二 実行手続において書面を送付する方法によつてする通知又は期日の呼出しを受けるべき場所（日本国内に限る。）

三 取得した権利並びにその取得の日及び原因

2 前項の届出書には、証拠書類の写しを添付しなければならない。

3 第二十四条第二項及び第四項、第二十五条並びに第二十六条第四項の規定は、第一項の届出書について

一四

準用する。

(租税等の請求権の届出の方式・法第百三十六条)

第二十九条 租税等の請求権（法第七十条第十八項に規定する租税等の請求権をいい、劣後債権であるものを除く。第四十八条第二項において同じ。）の届出書には、法第百三十六条第一項に定める事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出に係る請求権を有する者の名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所

二 実行手続開始当時届出に係る請求権に関する訴訟又は行政庁に係属する事件があるときは、その訴訟又は事件に係属する裁判所又は行政庁、当事者の氏名又は名称及び事件の表示

2 第二十四条第二項及び第四項並びに第二十五条の規定は、前項の届出書について準用する。

第二節 配当債権の調査及び確定

(配当債権者表の記載事項・法第百三十七条)

第三十条 法第百三十七条第二項の最高裁判所規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 配当債権者の氏名又は名称及び住所

二五

第二項又は第百四十一条第四項の規定により書面で異議を述べる場合についても、同様とする。

2 裁判所書記官は、前項前段に規定する異議があったときは、当該異議に係る配当債権を有する配当債権者に対し、その旨を通知しなければならない。

3 前条第二項の規定は、申立債権者等が第一項前段に規定する異議を撤回する場合及び債務者が同項後段に規定する異議を撤回する場合について準用する。

4 法第百四十条第四項（法第百四十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する方法により法第百四十条第三項（法第百四十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定による送達をしたときは、裁判所書記官は、送達を受けるべき者の氏名、宛先及び送達の年月日を記載した書面を作成しなければならない。

(特別調査期間に関する費用の予納を命ずる処分方式・法第百四十二条)

第三十三条 法第百四十二条第一項の規定による処分は、これを記載した書面を作成し、その書面に処分をした裁判所書記官が記名押印してしなければならない。

(配当債権の確定に関する訴訟の目的の価額・法第百四十五条等)

二七

二 執行力ある債務名義又は終局判決のある配当債権であるときは、その旨

(認否のための証拠書類の送付等・法第百三十九条等)

第三十一条 管財人は、認否をする必要があるときは、申立債権者等（法第百四十条第一項に規定する申立債権者等をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）に対し、申立債権及び届出をした配当債権に関する証拠書類の送付を求めることができる。

2 管財人は、認否書の提出後に法第百三十九条第一項各号（特定被担保債権にあつては、同項第一号）に掲げる事項（法第百三十三条第四項の規定により変更があつた場合にあつては、変更後の法第百三十九条第一項各号（特定被担保債権にあつては、同項第一号）に掲げる事項）についての認否を認める旨に変更する場合には、当該変更の内容を記載した書面を裁判所に提出するとともに、当該変更に係る配当債権を有する配当債権者に対し、その旨を通知しなければならない。

(異議の方式等・法第百四十条等)

第三十二条 申立債権者等が法第百四十条第一項又は第百四十一条第四項の規定により書面で異議を述べるには、当該書面には、異議の内容のほか、異議の理由を記載しなければならない。債務者が法第百四十条

二六

第三十四条 配当債権の確定に関する訴訟の目的の価額は、配当の予定額を標準として、受訴裁判所が定める。

(価額決定の申立ての方式等・法第百四十六条)

第三十五条 価額決定の申立てをした劣後債権者は、管財人に対し、その旨を通知しなければならない。

2 価額決定の申立てをする劣後債権者が法第百四十七条第一項に規定する財産（次条並びに第三十八条第一項及び第三項において「財産」という。）の評価をした場合において当該評価を記載した文書を保有するときは、裁判所に対し、その文書を提出するものとする。

(価額決定の申立てに関する書面の提出)

第三十六条 裁判所は、価額決定の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、管財人に対し、次に掲げる書面を提出させることができる。

一 財産が土地であるときは、その土地に存する建物の登記事項証明書

二 財産が建物であるときは、その存する土地の登記事項証明書

三 財産が不動産であるときは、当該不動産（当該不動産が土地であるときはその土地に存する建物を、

二八

当該不動産が建物であるときはその存する土地を含む。）に係る不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面及び同条第一項の建物所在図の写し（当該地図、地図に準ずる図面又は建物所在図が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）

四 財産の所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面

五 財産について地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳に登録されている価格があるときは、当該価格を証する書面

（評価人に対する協力）

第三十七条 法第百四十七条第一項の規定により評価人が選任された場合には、管財人、価額決定の申立てをした劣後債権者及び法第百四十六条第一項に規定する価額異議者等は、評価人の事務が円滑に処理されるようにするため、必要な協力をしなければならない。

（財産の評価の基準等・法第百四十七条）

第三十八条 評価人は、財産が不動産である場合には、その評価をするに際し、当該不動産の所在する場所

の環境、その種類、規模、構造等に応じ、取引事例比較法、収益還元法、原価法その他の評価の方法を適切に用いなければならない。

2 民事執行規則第三十条第一項の規定は、評価人が不動産の評価をした場合について準用する。

3 第一項の規定は財産が不動産でない場合について、民事執行規則第三十条第一項（第四号及び第五号に係る部分を除く。）の規定は評価人が不動産でない財産の評価をした場合について準用する。

第五章 換価

（営業又は事業の譲渡許可に際しての報告事項等・法第百五十七条）

第三十九条 法第百五十七条第一項の許可を得ようとする管財人は、当該許可に係る営業又は事業の譲渡により譲渡される権利に登記又は登録がされているものがあるときは、裁判所に對し、その権利の内容を書面により明らかにしなければならない。

2 法第百五十七条第四号各号に掲げる者が同条第一項の許可について意見を述べるときは、当該意見の申述は、書面で行わなければならない。

（許可等の承継許可の申立て等・法第百五十九条）

第四十条 法第百五十九条第一項の申立ては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 当該申立てに係る許可等の内容

二 当該申立てに係る許可等を受けた年月日及び当該許可等をした行政庁
2 法第百五十九条第一項の申立ては、当該申立てに係る許可等があったことを証する書類を添付してするものとする。

3 法第百五十九条第一項の申立てに係る許可等をした行政庁が当該許可等の承継について意見を述べるときは、当該意見の申述は、書面で行わなければならない。

第六章 配当

第一節 通則

（配当実施の報告）

第四十一条 管財人は、配当をしたときは、遅滞なく、その旨を裁判所に書面で報告しなければならない。

2 前項の規定による報告書には、企業価値担保権者及び法第百六十九条第一項に規定する届出をした配当債権者に対する配当額の支払を証する書面の写しを添付しなければならない。

第二節 最後配当

（配当許可に際しての報告事項・法第百六十九条）

第四十二条 管財人は、法第百六十九条第二項の規定による許可を得ようとするときは、最後配当をするこ
とができるものと見込まれる額並びに債務者の業務及び財産に関する経過及び現状を裁判所に書面で報告しな
ければならない。

（配当の通知の到達に係る届出の方式・法第百七十一条）

第四十三条 法第百七十一条第三項の規定による届出をする場合の届出書には、同条第一項の規定による通
知の方法及びその通知を発した日をも記載しなければならない。

（配当表に対する異議に関する通知・法第百七十五条）

第四十四条 裁判所書記官は、法第百七十五条第一項の規定による異議の申立てがあったときは、遅滞なく、その旨を管財人に通知しなければならない。

第三節 簡易配当

（簡易配当についての異議の方式等・法第百七十八条等）

第四十五条 法第七十八條第一項第二号に規定する異議の申述は、書面で行なければならない。

2 前項の異議の申述があったことにより法第七十八條第一項の規定による許可をすることができないこととなったときは、裁判所書記官は、遅滞なく、その旨を管財人に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、法第八十條後段に規定する異議の申述について準用する。

（最後配当に関する規定の準用）

第四十六条 前節の規定は、簡易配当について準用する。この場合において、第四十二条中「法第六十九條第二項」とあるのは「法第七十八條第一項」と、第四十三条中「法第七十一條第三項」とあるのは「法第七十八條第四項」と、「同条第一項」とあるのは「同条第二項」と読み替えるものとする。

第四節 同意配当

（最後配当の許可に関する規定の準用）

第四十七条 第四十二条の規定は、法第八十二条第一項の規定による許可について準用する。

第五節 中間配当

（配当率の報告・法第八十四条）

三二

（法第二百一条第一項の規定による参加の申出書の送達等・法第二百一条等）

第五十一条 民事訴訟規則第二十條第二項の規定は、法第二百一条第一項及び第二項並びに第二百五條第一項及び第二項の規定による参加の申出書の送達について準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、法の施行の日（令和八年五月二十五日。次条及び附則第三条において「施行日」という。）から施行する。

（実行手続の電子化等に伴う経過措置）

第二条 施行日から民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の施行の日（次条において「整備法施行日」という。）の前日まで

の間は、第五條第二項及び第九條第五項中「法第八十一條第一項」とあるのは、「法附則第八條」とする。

第三条 施行日から整備法施行日の前日までの間の実行手続における催告、送達すべき書類、公示送達、裁判書の方式、即時抗告、宣誓、調書、更正決定の方式及び費用の予約については、次条から附則第十三条

三五

第四十八条 管財人は、法第八十四条の規定により配当率を定めたときは、遅滞なく、その旨を裁判所に

書面で報告しなければならない。

2 前項の規定による報告書には、特定被担保債権、劣後債権及び租税等の請求権をそれぞれ区分して配当率を記載しなければならない。

（最後配当に関する規定の準用）

第四十九条 第二節の規定は、中間配当について準用する。この場合において、第四十二条中「法第六十九條第二項」とあるのは、「法第八十三條第二項」と読み替えるものとする。

第七章 実行手続の終了

（実行手続廃止についての意見申述の方式・法第八十九条）

第五十条 法第八十九条第一項の規定により配当債権者等が意見を述べるときは、当該意見の申述は、書面で行なければならない。

2 前項の書面には、意見の理由をも記載しなければならない。

第八章 雑則

三四

までの規定を適用する。

（催告）

第四条 催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

2 前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類）

第五条 送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

（呼出状の公示送達）

第六条 呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

（決定及び命令の方式）

第七条 決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

三六

(申立書の却下の命令に対する即時抗告等)

第八条 申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。

2 前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。

(証人の宣誓)

第九条 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2 裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3 前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

(鑑定人の宣誓)

第十条 鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

三七

2 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

(受命裁判官等の証拠調べの調査)

第十一条 受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第十一条第一項において読み替えて準用する民事訴訟規則第四百十二条の調査に同条の文書の写しを添付することができる。

(更正決定の方式)

第十二条 更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

(特別抗告等を提起する場合における費用の予納)

第十三条 法附則第八条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記

三八

録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

2 前項の規定は、法附則第八条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

(民事訴訟費用等に関する規則の一部改正)

第十四条 民事訴訟費用等に関する規則(昭和四十六年最高裁判所規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の五の項ハ中「又は会社更生法」を、「会社更生法」に改め、「第二百二十七条第一号」の下に「又は事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)第二百二十七条第一号」を加え、同項ニ中「又は同法」を、「同法」に改め、「更生債権等査定申立て」の下に「又は事業性融資の推進等に関する法律第二百四十四条第一項の規定による配当債権査定申立て」を加え、同表の六の項中「又は会社更生法」を、「会社更生法又は事業性融資の推進等に関する法律」に改める。

三九

最高裁判所長官 今 崎 幸 彦

四〇

別表（第十一関係）

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ	調書を作成し、記名押印しなければ
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で
第十五条第四項及び第二百一十一項	前三項	第一項

四一

条第四項		
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書
第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七條	資料	書面
第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及	に係る電子調書	の調書

四二

第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	記録しなければ	記載しなければ
第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第二百二十二条の二第二項及び第二百二十二条の三第二項	電子調書	調書
第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第一百六条第三項、第一百八条第二項、第二百二十二条の二第二項、第二百二十二条の三第二項、第四百二十二条及び第四百六条第一項	書類又は電磁的記録	書類
第四百七条第一項及び第四百七		

四三

条の二第二項		
第四十七條の二第二項	書類又は電磁的記録の相手方書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付すること	書類の相手方書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付
第四十八條第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	交付
第五十条の二	電子決定書（法第二百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であ	決定書

四四

第六十六條第三項		第六十六條第二項	つて、決定に係るものをいう。 第六十七條（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第六十條（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）	電子調書に記録させる	調書に記載させる
			裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ 当該電子調書に記録するとともに	前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ 付記して認印しなければ	

四五

第六十七條第一項	第六十七條第一項第六号及び同条第二項並びに第八十四条	第六十七條第一項第七号	に、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	記録すれば	記録すれば
			記録し	記録し	記載
		電子決定書又は電子命令書（法第二百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される	書面		

四六

第六十七條第三項		電磁的記録であつて、命令に係るものをいう。）	記録する	記載する
第六十七條第四項		記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ		調書に記載しなければ
第六十八條第一項		の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル		を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
第六十八條第二項	電子調書の記録	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調		証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ

四七

第六十九条	他の電磁的記録	書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ
第七十一条	これをファイルに記録して電子調書	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）
第七十二条	電子速記録を	速記録を
	電子速記録	速記録
	執行事件の記録に添付して調書	執行事件の記録に添付して

四八

第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ
第七十六条の二第一項前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ
第七十六条の二第二項	電磁的記録	調書
第八十条第三項	第四項の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書
第八十八条第一項	電子呼出状 記録しなければ	呼出状 記載し、尋問事項書を添付しなければ

四九

第一百六条第三項	の作成に用いる場合	への添付
第一百八条第二項	記録させなければ	記載させなければ
第二百二十七条	前節（証人尋問）	前節及び企業価値担保権実行手続規則附則第九条
第三百三十四条	第八八条（電子呼出状の記録事項等）	企業価値担保権実行手続規則第十条第一項において読み替えて準用する第八八条第一項
	の電子呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則附則第九条第一項及び第二項
第四百四十二条	記録すべき	記載すべき
第四百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、

五〇

第四百四十六条第二項及び第四百五十一条	第四百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	企業価値担保権実行手続規則第十条第一項において読み替えて準用する第四百四十二条及び同規則附則第十一条
第四百四十七条	電子調書について	調書について
	第一項から第三項まで及び第三百三十七条の二から前条までの規定	から前条まで（第三百三十七条第三項及び第四項並びに第四百三十三条第三項を除く。）
第四百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十	及び企業価値担保権実行手続規則附則第十一条の規定 当該電磁的記録

五一

第四百四十九条の二第二項及び第四百四十九条の四	（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	書面をいう
第四百四十九条の二第二項及び第四百四十九条の四	電磁的記録をいう	証説明書
第四百四十九条の二第二項及び第四百四十九条の四	電子証拠説明書	電磁的記録を記録した記録媒体
第四百四十九条の二第二項及び第四百四十九条の四	電磁的記録の複製	提出等）並びに企業価値担保権実行手続規則附則第十一条
第四百四十九条の四	提出等）	、企業価値担保権実行手続規則附則第十一条中「同条の文書の写し
第四百四十九条の四	読み替える	

五二

第百八十四条及び第百八十九条第三項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	「とあるのは「第十一条第一項において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える
第百八十九条第一項	電子上告提起通知書（上告の提起があつた旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	上告提起通知書
第百八十九条第二項及び第三項	電子上告提起通知書	上告提起通知書
第百九十四条	による電子上告提起通知書	による上告提起通知書

五三

第百九条	電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告訴可申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「抗告訴可申立て通知書
第百十条第一項	電子抗告訴提起通知書（法第三百三十条の抗告訴又は法第三百三十六条第一項の抗告訴があつた旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告訴提起通知書
第百十条第二項	電子抗告訴提起通知書	抗告訴提起通知書
	電子抗告訴許可申立て通知書	抗告訴許可申立て通知書

五五

第百九十五条	被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあつては、当該事項を出力することにより作成した書面）	被上告人の数に六を加えた数の副本
第百九十九条第二項	電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書

五四

民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係―民事執行規則(昭和五十四年最高裁判所規則第五号)

新	旧
(電話加入権執行の申立書の記載事項及び添付書類) 第四百四十六条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)附則第六条第一項又は第二項に規定する権利(以下「電話加入権」という。)に対する差押命令の申立書に強制執行の目的とする財産を表示するときは、東日本電信電話株式会社(日	(電話加入権執行の申立書の記載事項及び添付書類) 第四百四十六条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)附則第九条第一項又は第二項に規定する権利(以下「電話加入権」という。)に対する差押命令の申立書に強制執行の目的とする財産を表示するときは、東日本電信電話株式会社(日

- 1 -

第二条関係―民事執行規則

新	旧
(電話加入権執行の申立書の記載事項及び添付書類) 第四百四十六条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)附則第六条第一項又は第二項に規定する権利(以下「電話加入権」という。)に対する差押命令の申立書に強制執行の目的とする財産を表示するときは、東日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第二条第二項に規定する東日	(電話加入権執行の申立書の記載事項及び添付書類) 第四百四十六条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)附則第六条第一項又は第二項に規定する権利(以下「電話加入権」という。)に対する差押命令の申立書に強制執行の目的とする財産を表示するときは、東日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第二項に規定する

- 3 -

- 2 -

本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。)又は西日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。)において電話に関する現業事務を取り扱う事務所で当該電話加入権に係る契約に関する事務を取り扱うもの(以下「電話取扱局」という。)、電話番号、電話加入権を有する者の氏名又は名称及び住所並びに電話の設置場所を明らかにしなければなら

本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。)又は西日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。)において電話に関する現業事務を取り扱う事務所で当該電話加入権に係る契約に関する事務を取り扱うもの(以下「電話取扱局」という。)、電話番号、電話加入権を有する者の氏名又は名称及び住所並びに電話の設置場所を明らかにしなければなら

2 (略)

2 (同上)

本電信電話株式会社をいう。以下同じ。)又は西日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。)において電話に関する現業事務を取り扱う事務所で当該電話加入権に係る契約に関する事務を取り扱うもの(以下「電話取扱局」という。)、電話番号、電話加入権を有する者の氏名又は名称及び住所並びに電話の設置場所を明らかにしなければならない。

東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。)又は西日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。)において電話に関する現業事務を取り扱う事務所で当該電話加入権に係る契約に関する事務を取り扱うもの(以下「電話取扱局」という。)、電話番号、電話加入権を有する者の氏名又は名称及び住所並びに電話の設置場所を明らかにしなければなら

2 (略)
第三条関係―民事保全規則(平成二年最高裁判所規則第三号)

2 (同上)

- 4 -

新	旧
(申立ての趣旨の記載方法) 第十九条 (略) 2 次の各号に掲げる仮差押命令の申立書における仮に差し押さえるべき物の記載は、当該各号に定める事項を明らかにしてしなければならない。 一 (略) 二 民事執行規則第四百六条第一項に規定する電話加入権(以下「電話加入権」という。)に對する仮差押命令 東日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第二条第二項に規定す	(申立ての趣旨の記載方法) 第十九条 (同上) 2 次の各号に掲げる仮差押命令の申立書における仮に差し押さえるべき物の記載は、当該各号に定める事項を明らかにしてなければならない。 一 (同上) 二 民事執行規則第四百六条第一項に規定する電話加入権(以下「電話加入権」という。)に對する仮差押命令 東日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第二項に規
る東日本電信電話株式会社をいう。次条第七号において同じ。)又は西日本電信電話株式会社(同法第二条第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。次条第七号において同じ。) において電話に関する現業事務を取り扱う事務所(当該電話加入権に係る契約に関する事務を取り扱うもの、電話番号、電話加入権を有する者の氏名又は名称及び電話の設置場所	定する東日本電信電話株式会社をいう。次条第七号において同じ。)又は西日本電信電話株式会社(同法第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。次条第七号において同じ。) において電話に関する現業事務を取り扱う事務所(当該電話加入権に係る契約に関する事務を取り扱うもの、電話番号、電話加入権を有する者の氏名又は名称及び電話の設置場所